

(仮称)市立生涯学習複合施設

愛称募集要領

生涯学習複合施設は、本市における「まちの顔づくり」という観点から、都市景観を構成する上でのランドマークとしての役割を持ち、まちなみや周辺エリアにおけるまちづくりとの調和を図りつつ、多くの市民が自主的・創造的な文化・学習活動を行えるよう支援する施設です。

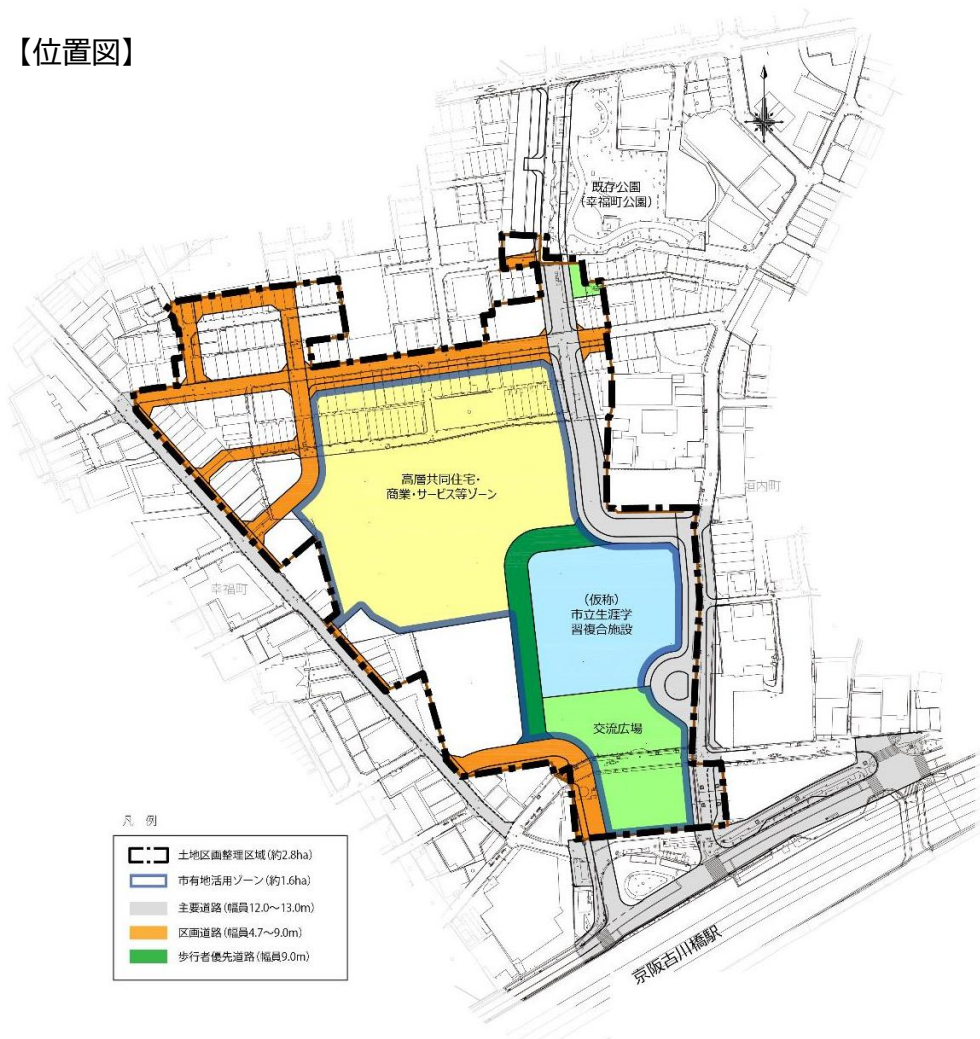
また、市民の自律と協働を促し、多様な活動を通して、地域の新たな出会いと交流の創出、地域コミュニティの活性化を図る場として、令和7(2025)年度末の開館に向けて整備を進めている施設です。

この施設が多くの皆さんに親しんでいただけるよう、愛称を広く募集いたします。

1. 対象施設

京阪電鉄古川橋駅北側の旧門真市立第一中学校跡地に建設する建物(5階建て)

【位置図】



2. 施設について

- | | |
|---------|--------------------|
| (1)施設名 | (仮称)門真市立生涯学習複合施設 |
| (2)所在地 | 門真市幸福町11番地 |
| (3)敷地面積 | 3.281㎡ |
| (4)延床面積 | 7,299㎡(屋内部分6,373㎡) |
| (5)主要機能 | 図書館／文化会館 |
| (5)階数 | 地上5階 |

【外観パース】



実施設計時のイメージのため、実際のイメージとは異なります。

3. 施設のコンセプト

～地域とともにコミュニティを育む文化・学習の交流拠点～

4. 施設の位置付け

- 自主的・創造的な文化・学習活動を支援し、自立と協働を促す場
- 多様な活動を通して、地域の新たな出会いと交流が生まれ、地域コミュニティを活性化していく場
- 周辺地域のうるおいある都市景観づくりを先導し、まちづくりの核となる場

5. 施設の概要

【1階】 日々の生活の充実とまちの交流拠点

■全ての来館者を受け入れるオープンなエントランス空間

来館者が建物に入った際に、建物の構成が一目でわかるように、共用部はエントランスから内部が一望できるオープンなつくりとします。図書館スペースやカフェ等、様々な機能が明確な境界なく同居することで、訪れた来館者を迎え入れるにふさわしい施設内でもっとも活気あふれるエリアとなります。

【2階】 本の森と市民活動の場

■文化会館機能が集約した市民活動の場

吹抜けのまわりを囲うように小ホール等の文化会館機能が配置され、市民の多様な活動があふれだし、人々の興味をひきつけ、更なる活動につながっていくことを目指します。

【3階】自分を高める場

■静かな環境で集中できる読書／研究専門エリア

3階は集中した環境で読書や研究を行う事ができる空間とします。他階で流すBGMをなくしたり、特に音に配慮する室では床をカーペット敷きとしたりすることで、フロア全体で環境を整えます。

■新しい学びの手法を積極的に取り入れたプランニング

グループ利用が可能な学習室と交流休憩スペースを活用し、人々が自由な意見交換を行うことができるラーニングコモンズとしての機能を備える他、昨今の需要を踏まえたリモートワークにも対応可能なブース型ミーティングスペース等、図書館の新しい使い方を積極的に取り入れます。

【4階】こどもの成長を育む場

■子育て世代が気兼ねなく利用できる専用エリア

4階は子育て世代に特化したエリアとし、周囲に気兼ねなく利用できるフロアとします。プレイスペースや乳幼児スペース、屋外のキッズテラス等、幅広い年齢層に対応した遊びの場となっています。

■こどもエリアを象徴する「絵本の山」

フロア北中央には、段状の本棚によって構成された「絵本の山」を設け、こどもフロアを象徴する空間をつくります。絵本の山の頂上は、敷地北側に面する寺院の大楠等を始めとした門真の街並みを望められる踊り場空間として整えます。

【5階】まちと施設をつなぐオープンな屋外空間

■様々な世代が安心して利用できるオープンスペース

屋上のテラスは大きく2ゾーンに区分され、西側を子育て世代を中心とした利用を想定し、南側を全年齢対応とし、各世代が安心して利用できる計画とします。子育て世代エリアには人工芝エリアを設けると共に、遊具の設置を検討しています。

6. 募集内容

応募作品は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1)施設のコンセプトや位置づけ、概要をイメージできる名称であること。
- (2)誰もが呼びやすく覚えやすい、多くの皆さんに親しまれる名称であること。
- (3)漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字のいずれかを使用すること。

7. 応募できる方

市内在住、在勤、在学の方

8. 応募期間

令和6年5月20日(月)から令和6年6月21日(金)まで

9. 応募方法

【紙での応募】

- (1)市内の公共施設等に設置されている応募用紙に必要事項を記入のうえ、回収箱に投函。
- (2)市ホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、回収箱に投函または提出先に持参。

提出先 門真市役所市民文化部生涯学習課（門真市中町1-1 市役所別館3階）

受付時間 午前9時から午後5時30分まで(月～金) ※土日祝は受付不可

【オンラインでの応募】

市の専用フォームより直接応募。

URL <https://logoform.jp/f/wNbHD>



応募に必要な事項

- | | |
|--------------------|----------|
| ●施設の愛称(ふりがな) | ●電話番号 |
| ●愛称の意味・理由(概ね30字以上) | ●メールアドレス |
| ●氏名(ふりがな) | ●生年月日 |
| ●住所 | |

10. 選考方法

- ・ご応募いただいた作品を「(仮称)門真市立生涯学習複合施設愛称選定委員会」において厳正に審査し、決定します。
 - ・同一の応募作品に複数の応募者がある場合は、愛称の意味や理由などを考慮して選考します。
 - ・審査の内容、結果に関する問い合わせに対しては、お答えできませんのであらかじめご了承ください。
- ※採用した作品が第三者の商標権・著作権等の権利を侵害し、またはその恐れがあると判断される場合は、他の応募作品から選考します。

11. 結果発表

選考結果については、令和6年夏頃に市ホームページや広報かどま等により公表します。
なお、選ばれた作品の応募者の方には、施設の開館セレモニーへのご招待等の特典を予定しております。

12. 個人情報の取扱いについて

施設愛称の募集にあたり取得した応募者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び門真市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に管理し、愛称募集の目的以外で使用することはありません。

留意事項

- ①応募作品は、応募者自身が制作したもので、他の施設名称等として使用されていないものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないものに限りします。
- ②施設愛称として採用された作品の一切の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、すべて無償で門真市に譲渡するものとします。
- ③応募者は、施設愛称として採用された作品を使用した様々な活動に異議を申し立てないこととします。
- ④応募作品に対して補正や文言を追加で行った上で、採用する場合があります。
- ⑤応募者は、応募作品に関して著作権人格権の行使をしないものとします。
- ⑥すでに商標登録がされているものは、無効とします。
- ⑦応募に当たって不備のある作品は、審査及び選考の対象とはなりません。
- ⑧応募作品の未着や著作権等のトラブルについては、全て応募者の責任となります。
- ⑨応募作品は返却しません。
- ⑩選考結果の発表後であっても、虚偽の記載が判明した場合には、採用を取り消すことがあります。
- ⑪応募作品にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- ⑫この要領に定めるもののほか、愛称選考に関する必要な事項を定める場合があります。

問
合
せ
先

門真市市民文化部生涯学習課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

TEL:06-6902-7139 mail:kys07@city.kadoma.osaka.jp